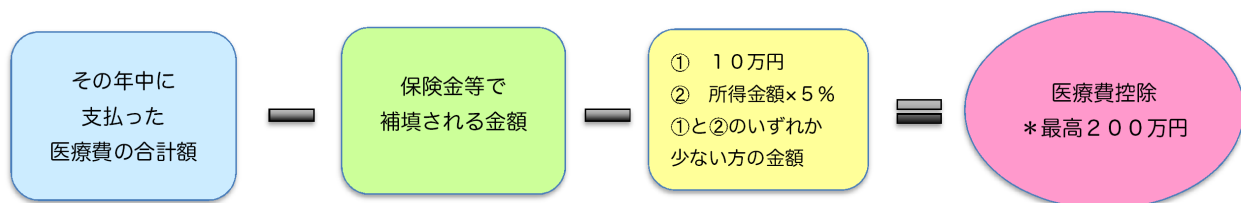
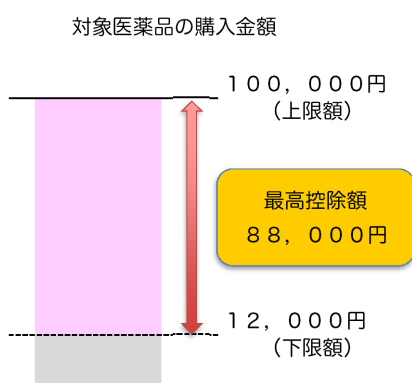


医療費控除とセルフメディケーション税制  
～どちらがお得??～17-012号  
通巻:180

平成29年1月1日から新しい税制としてセルフメディケーション税制が始まりました。従来の医療費控除と選択適用のため、併せて受けることができません。そこで医療費控除とセルフメディケーション税制のどちらが特になるの?と思われる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

◆◆ 医療費控除とセルフメディケーション税制◇ 医療費控除の控除額は?

医療費控除は、最高200万円を限度額として、自己又は生計を一にする配偶者やその他の親族のための医療費を支払った場合、その年中（その年の1月1日から12月31日までの期間）に支払った医療費の金額から、高額医療費や生命保険等で補填される金額を引き、さらに、10万円（総所得200万円未満の場合は総所得金額の5%）を引いた金額が控除額となります。

◇ セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の控除額は?

セルフメディケーション税制の上限は、その年中（その年の1月1日から12月31日までの期間）に購入したスイッチOTC医薬品の合計額が1万2,000円を超えた場合に、その超えた金額を所得から控除できるため、最高控除額は8万8,000円となります。

\* セルフメディケーション税制の詳細内容は17-03号（通巻171）を参照ください。

## ◆◆ 医療費控除とセルフメディケーション税制 どちらがお得??

(注) 下記の市薬品は、医療費控除とセルフメディケーション税制のどちらにも適用される薬とします。

(どちらにも適用されるものと医療費控除のみに適用されるものがあります。)

### OTC医薬品の対象額+医療費控除の対象額=10万円未満の場合

⇒ **セルフメディケーション税制がお得**

例① 年間の医療費がOTC医薬品の対象となる市薬品の8万円の場合

医： 控除なし

セ： 80,000円-12,000円=68,000円控除 (得)

### OTC医薬品の対象額+医療費の対象額=10万円以上18万8,000円未満の場合

⇒ **ケースバイケース**

次の順序で確認してください。

1. OTC医薬品の集計 → 2. 全体の集計 → 3. 計算

例① 年間医療費が6万円+OTC医薬品の対象となる購入が6万円の場合

医： 120,000円-100,000円=20,000円 \*課税所得によって税率は異なります。

セ： 60,000円-12,000円=48,000円 (得)

例② 年間の医療費が12万円+OTC医薬品の対象となる購入が6万円の場合

医： 180,000円-100,000円=80,000円 \*課税所得によって税率は異なります。 (得)

セ： 60,000円-12,000円=48,000円

### OTC医薬品の対象額+医療費の対象額=18万8,000円以上の場合

⇒ **医療費控除がお得**

例① 年間の医療費が14万円+OTC医薬品の対象となる購入が8万円の場合

医： 220,000円-100,000円=120,000円 \*課税所得によって税率は異なります。 (得)

セ： 80,000円-12,000円=68,000円

このように1年間(1月1日から12月31日)に自己負担した医療費が10万円を越えなければ活用できなかった医療費控除ですが、セルフメディケーション税制の創設により、確定申告をすることで所得控除を受けられるようになります。お手元にあるドラッグストアなどで購入した際に受け取った領収書等をご確認いただき、うまく活用していただければと思います。